

公募型プロポーザルの公告

教育旅行誘致事業業務委託（以下、「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年5月19日

公益社団法人 奈良市観光協会
会長 増尾 朗

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

教育旅行誘致事業業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、奈良市への教育旅行（修学旅行・校外学習等）の誘致を目的とする。主に首都圏の教育機関を対象とした実態調査・分析を行い、現状の課題を把握した上で、旅行会社等の専門事業者へ戦略的な誘致活動を委託する。これにより、本市における滞在時間の延長や宿泊校数・宿泊者数の増加、それに伴う観光消費額の拡大を図る。あわせて、発注者が制作した教育旅行コンテンツや各種媒体の普及・定着を実現することをめざすものである。

(3) 委託内容

別紙仕様書のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(5) 委託料上限金額

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 受注者の選定方法

受注者の選定は、公募型プロポーザル方式によることとし、選定審査委員会により、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、業務委託の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際しては、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と公益社団法人奈良市観光協会（以下、「観光協会」という。）が、提出書類の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったのち、業務委託契約の手続きに進む。但し、交渉が整わない場合は次点者に選定された者が、改めて観光協会と交渉を行うこととなる。また、観光協会は候補者に対し、改めて見積書の提出を求めるものとする。

3. 参加資格要件

応募者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による手続開始申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による手続開始申立てがなされていない者（会社更生法の規定による計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないこと。
- (6) 教育旅行誘致に関する豊富な実績を有する旅行会社または事業者であること。
- (7) 関東圏または近畿圏に本社もしくは営業拠点を持ち、教育機関とのネットワークを有していること。
- (8) 奈良市および周辺地域の観光資源・宿泊施設等との連携体制を構築できること。
- (9) 過去 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度までに完了した業務）において、本案件と同種又は類似業務（教育旅行誘致業務）の履行実績が 2 件以上あること。

4. 質疑と回答

質疑は、別紙【様式 4】により電子メールで受け付け、質疑の回答は、観光協会ウェブサイトにて行うものとする。ただし、公表することが適切でないと判断される質問等については回答しない場合もある。

質疑受付期限：令和 8 年 5 月 25 日（月）（必着）

回 答 日：令和 8 年 5 月 27 日（水）

5. 企画提案書等の提出

(1) 提出内容

以下の、「i、参加申込書等」と「ii、企画提案書等」を提出すること。

i、参加申込書等（次表「(2) 提出書類」①～③）

正本 1 部

ii、企画提案書等（次表「(2) 提出書類」④～⑦）

正本 1 部及び副本 7 部（計 8 部）。正本は提案事業者名入りの表紙を付けること。

副本については、いずれのページにも提案事業者名は必ず隠すこと。提案事業者名が容易に推察されるようなロゴや商品名についても伏せること。

(2) 提出書類

番号	提出書類の名称	規格及び記載内容
①	参加申込書	【様式1】
②	事業者概要書	<p>【様式2】</p> <p>下記の書類も添付すること。</p> <p>1) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの。複写物でも可。）</p> <p>2) 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの。）</p> <p>3) 納税証明書の写し（発行後3か月以内のもの。）</p> <p>《奈良市内の事業者の場合》（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）</p> <p>当該年度分と過去2年分の市・県民税（法人にあっては法人市民税）及び固定資産税（参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分）の納税証明書</p> <p>《奈良市外の事業者の場合》</p> <p>納税証明書（その3、その3の2又はその3の3）</p> <p>※本業務で使用する全ての会社実印は「印鑑登録証明書」と同じものを使用すること。</p>
③	類似業務受注実績書	<p>【様式3】</p> <p>本業務と同種又は類似業務の受注実績について記載すること。契約書等の写しなど記載内容が確認できる書類も添付すること。秘匿情報が含まれる場合は、マスキング（黒塗り）して提出すること。</p>
④	提案資料	<p>【A4（任意様式）】</p> <p>仕様書記載の内容を参考に、具体的な提案資料とすること。なお、下記の項目に留意して、意図・狙いととも記載すること。</p> <p>1) 考え方、コンセプト等</p> <p>2) 今後の展開方針や具体的手法等を盛り込んだ提案</p> <p>3) 有効な手段を活用した誘致活動の提案</p> <p>4) 既存のコンテンツ等の活用に伴う提案</p> <p>5) その他の付加価値となる独自提案</p>
⑤	人員体制図	<p>【A4、1枚まで（任意様式）】</p> <p>・各業務に従事する人員体制図を作成すること。</p> <p>・観光協会の窓口となり、誘致活動に関わる全ての業務を把握できる管理責任者を置くこと。</p>

⑥	見積書	【A 4 縦、1 枚まで】 ※税込み金額で、内訳がわかる記載内容とすること。
⑦	その他観光協会が指示するもの	

(3) 提出期間

- i、参加申込書等（①参加申込書、②事業者概要書、③類似業務受注実績書）
令和8年6月2日（火）中（必着）
- ii、企画提案書等（④提案資料～⑦その他観光協会が指示するもの）
令和8年6月8日（月）中（必着）

(4) 提出先

〒630-8122 奈良市三条本町8-1（シルキア奈良2階）
公益社団法人 奈良市観光協会 西川 宛

(5) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、書留郵便又は簡易書留郵便に限る）とする。持参の場合は、平日午前9時から午後5時までとし、送付の場合は上記の提出期間内必着とする。

(6) 参加辞退

参加申込書の提出後に、何らかの理由により公募への参加を辞退する場合は、速やかに辞退届【様式5】を提出すること

6. 注意事項

- (1) 提案は1事業者1提案までとする。
- (2) 提出書類を受け付けた後の追加及び修正は認めないものとする。ただし、選定審査委員会会場において、事業計画等の内容を説明するプレゼンテーション等に必要な資料の提示は認める。
- (3) 提出された提出書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - ①虚偽の内容が記載されているもの
 - ②提出書類の内容や提出方法等が本公告の規定に適合しないもの
- (4) 提出書類は著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮すること。
- (5) 提案書類作成及び提出に要した費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提案の際に提出した書類は、返却しないものとする。
- (7) 期限までに所定の書類が整わなかった場合は受付不可となる。
- (8) 審査のため、追加で書類の提出を求める場合がある。
- (9) 提出後において、参加資格が喪失する事由が生じた場合及び応募者の都合により参加の申込みを取り消す場合は、直ちにその旨を書面で届け出ること。
- (10) 提案書類等に虚偽があった場合や応募者が選定に対する不当な要求をした場合は、失格とする。

7. 応募スケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 公告及び企画提案書・質問受付開始 | 令和8年5月19日(火) |
| (2) 質問受付終了 | 令和8年5月25日(月) |
| (3) 質問回答 | 令和8年5月27日(水) |
| (4) 参加申込書等受付終了 | 令和8年6月 2日(火) |
| (5) 企画提案書等受付終了 | 令和8年6月 8日(月) |
| (6) 選定審査委員会開催 | 令和8年6月15日(月) 予定 |

8. 選定審査委員会について

(1) 実施日及び場所

実施日：令和8年6月15日(月) 午後予定

実施場所：奈良市観光センター〈NARANICLE 内〉多目的スペース 予定

※詳細は別途通知する。

(2) 留意事項

- ①プレゼンテーション審査とし、プレゼンテーションは応募事業者中の実際に業務遂行に関わる者が行うこと。
- ②プレゼンテーションに出席する応募者は、担当技術者を含む1事業者3名以内とする。
なお、事業者名が特定できる名札等は着用しないこと。
- ③1団体あたり30分までとする。応募者によるプレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分程度とし、入退室の時間、機材のセッティング及び撤去時間についても実施時間の30分に含む。
- ④プレゼンテーションに参加しなかった応募者は失格とする。
- ⑤プレゼンテーションの方法は応募者の任意とするが、企画提案書等に記載された内容を逸脱しない範囲で行うこと。
- ⑥プレゼンテーションにあたりプロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に観光協会に申し出ること。なお、会場に電源、プロジェクター、スクリーンはあるが、パソコン等は応募者が用意すること。

9. 選定方法及び審査結果

(1) 選定方法

- ①選定審査委員会による書類審査及びプレゼンテーション審査で評価し、合計評価点の高い者から順位をつけ、順位の高い者より順に、交渉権第1位及び第2位となる者を選定する。
- ②参加事業者が1者の場合においても、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、提案内容が優れていると認める場合には、受託候補者として選定する。
- ③合計評価点が最も高い者が2者以上ある時は、次の順序で受託候補者を選定する。
 - ア 加重科目の合計得点が上位の者
 - イ 評価項目に最低点数の評価がない者

ウ 見積額が最も低い者。見積額も同額の場合は、くじにより受託候補者を選定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、令和8年6月中旬頃に各応募者に対して文書にて通知する。選定された受託候補者には、その旨を付して通知する。

10. お問い合わせ先

公益社団法人 奈良市観光協会（平日9：00～17：45）

〒630-8122 奈良市三条本町8-1 シルキア奈良2階

担当：西川

電話：0742-30-0230 FAX：0742-30-0231

電子メール：schooltrip●narashikanko.or.jp（送信の際は●を@に置き換えること）